

## ○高圧ガス保安主任者等届（一般則、液石則、コンビ則）

### 根拠法令

- ・法第27条の3
- 一般則第71条
- 液石則第69条
- コンビ則第30条

### 適用

- ・第1種製造者が、保安主任者、保安企画推進員を選任・解任する場合。（その年の前年の8月1日からその年の7月31日までの期間内にした選解任について、当該期間終了後、遅滞なく提出する。）

### 必要書類

- 1 高圧ガス保安主任者等届書（一般則様式第34、液石則様式第33、コンビ様式第15）
- 2 製造保安責任者免状の写し（解任の場合を除く）
- 3 保安主任者の場合は、高圧ガスの製造に関する実務従事経歴証明書（解任の場合を除く）  
（参考様式）
- 4 保安企画推進員の場合は、一般則第70条、液石則第68条、コンビ則第29条に規定する要件に該当する者であることを証明する書面を添付すること。（解任の場合を除く）  
（参考様式）
- 5 届出手続きの権限を示す委任状（代表者以外の者が届出手続きを行う場合）